

沖縄県八重瀬町における基本計画の概要

計画のポイント

八重瀬町は、医療・福祉産業と卸売業・小売業の集積が高く、本町の強みとなっている一方、基幹産業である農業は就業者が減少傾向にあり安定した農業振興が課題となっている。また、国道507号、国道331号、県道82号線、県道77号線などの幹線道路を軸として骨格的な道路網が形成され、那覇空港自動車道南風原南インターチェンジに近接するなど広域的な交通条件に恵まれており、これを活かした物流業や観光業の振興も望まれるところである。これらを踏まえ、産業集積の特性を活かした医療・福祉系や恵まれた広域交通インフラを活かした物流系・観光系の企業の誘導を進め、あわせて観光業と農業等の連携による地域活性化に取り組み、付加価値額の増加及び新たな雇用の創出を図り、地域経済の好循環を目指す。

促進区域

沖縄県八重瀬町の行政区域、重点促進区域 6 地区（宜次地区、外間宜次沿道西地区、友寄県道48号線沿道地区、富盛地区、玻名城地区、新城地区）

経済的効果の目標

1 件あたり平均6,320万円の付加価値額を生み出す地域経済牽引事業を 6 件創出し、促進区域で3億7,917万円の付加価値額の創出を目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件 1：地域の特性を活用すること（①～③のいずれか）】

- ①広域的な交通インフラを活用した物流・商業関連分野
- ②産業集積を活かした医療系研究分野、社会福祉・介護関連分野
- ③地域資源と農業経営体の集積等を活用した観光・農業・製造関連分野

【要件 2：高い付加価値を創出すること】

付加価値増加分：3,444万円を上回ること

【要件 3：地域の事業者に対する相当の経済的効果が見込めること】

次のいずれかの効果が見込めること

- ①促進区域に所在する企業の付加価値額が2021 年度比で37%以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の従業者数が2021 年度比で15%以上もしくは1事業所あたり2名以上増加すること

制度・事業環境の整備

- ・土地利用の規制に関する緩和措置
- ・地方創生関連交付金の活用
- ・固定資産税の減免措置の運用
- ・情報処理促進のための環境整備
- ・事業者からの事業環境整備提案への対応 等

地域経済牽引支援機関

八重瀬町商工会、八重瀬町観光物産協会 等

計画期間

計画同意の日から令和11年度末日まで

《促進区域図》



《重点促進区域》

